

第8次 足立区男女共同参画行動計画

～ジェンダー平等社会の実現を目指して～

概要版

- ・ 第2次足立区女性活躍推進計画
- ・ 第3次足立区配偶者暴力対策基本計画
- ・ 足立区困難な問題を抱える女性への支援法関連計画

(計画期間:令和5年4月1日～令和10年3月31日)

令和5年4月

地域のちから推進部 多様性社会推進課

足立区男女共同参画行動計画

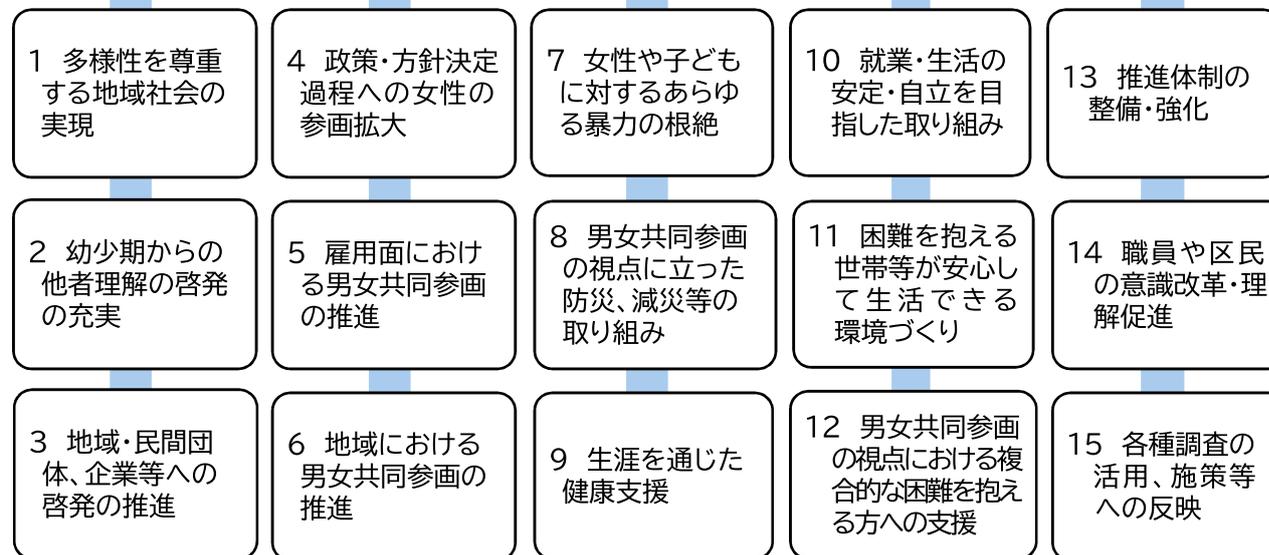
目標

すべての区民が、性別にかかわらず個人として尊重され、対等な立場で、自らの意思によってあらゆる分野の活動に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現を目指す

5つの柱



施策





1 足立区が目指す「男女共同参画社会」とは

すべての区民が性別にかかわらず個人として尊重され、対等な立場であらゆる活動に参画し責任を分かち合いながら、個性とその能力を十分に発揮できる社会

足立区は、性別等を理由にあらゆる差別を行ってはならないという人権尊重の考えの下、家庭生活や職場、教育、地域、社会活動、政策決定の場など、社会の様々な場において、すべての区民が性別に関わらず、対等な立場であらゆる活動に参画し、個性とその能力を十分に発揮できるまちを目指していきます。

2 計画の目的

本計画は、男女共同参画社会の実現やジェンダーに関する様々な問題を人権課題と捉え、施策の強化・推進を図っていくための指針となるものです。

足立区では、昭和58年に第1次計画として「婦人問題解決のための足立区行動計画」を策定し、平成15年には「足立区男女共同参画社会推進条例」を制定しました。第8次計画となる本計画からはSDGsの要素を反映するなど、社会情勢に応じた改定を重ねながら、男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

3 計画の背景

昨今、新型コロナウイルス感染症が、特に女性の就業や生活へ影響を与えています。非正規雇用やひとり親世帯の女性が抱える課題がより深刻化かつ顕在化するとともに、令和2年度には、全国の配偶者暴力相談センターと内閣府の相談窓口を合計したDV相談件数が前年度比約1.6倍になったことも特徴です。

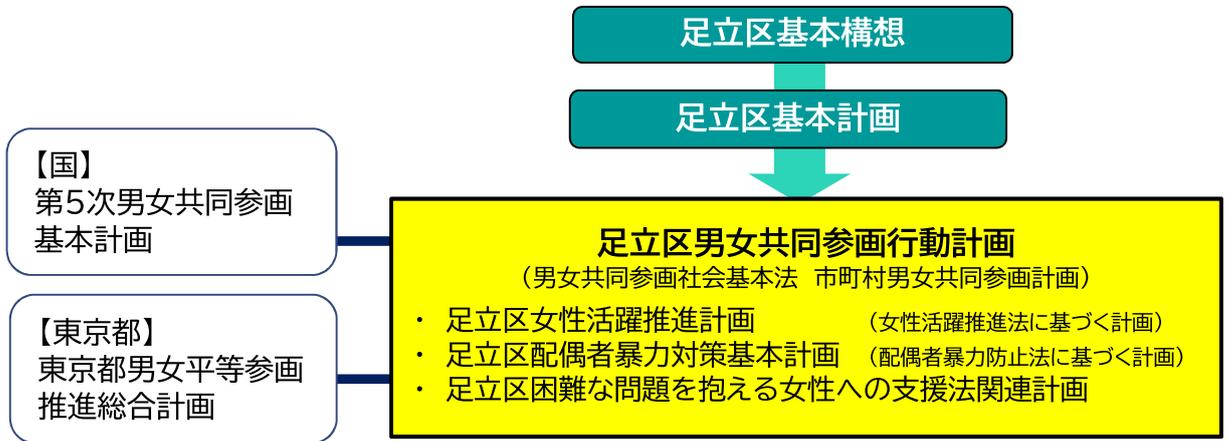
足立区でも、令和2年度から令和3年度にかけて、女性相談の件数が約1.2倍に増加しました。一方で、令和3年度に区が実施した「足立区男女共同参画に関する区民意識調査」では、区や警察の相談窓口を知っていても相談につながっていないという現状が課題として見えてきました。

また、この意識調査の結果から「男女の地位の平等感」については、未だに全ての世代で男女の意識差が見られます。その要因の一つでもある「固定的な性別役割分担意識」等の「アンコンシャス・バイアス（無意識の偏見・思い込み）」を無くしていくためには、性別に関わらず社会全体の意識改革が必要です。



4 計画の位置付け

本計画は、足立区男女共同参画推進委員会からの提言を尊重するとともに、区民からの意見や要望を反映して改定を行っています。



5 SDGsと本計画の関係

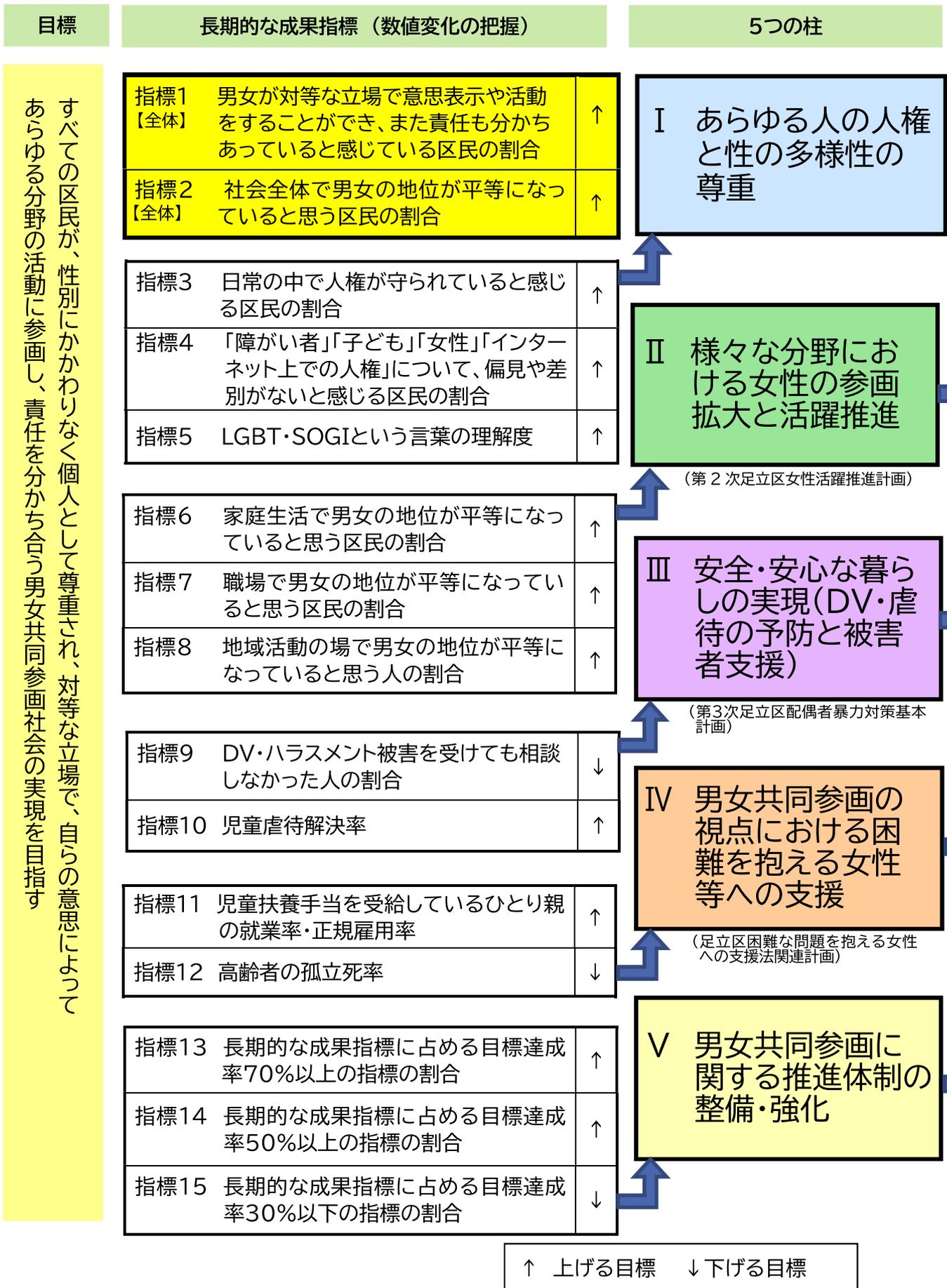
本計画の上位計画である「足立区基本計画」は、「SDGs」の理念を踏まえ、施策の展開を行っています。本計画において目指す姿として掲げている「すべての区民が性別に関わりなく個人として尊重され、対等な立場であらゆる活動に参画し責任を分かち合いながら、個性とその能力を十分に発揮できる社会の実現」に取り組むことは、SDGsの「GOAL5 ジェンダー平等を実現しよう」の目標達成につながるだけでなく、SDGsの他の目標にも寄与するものです。

6 計画の期間

本計画は、令和5年4月1日～令和10年3月31日までの5年間を計画期間とし、毎年度進捗確認を行ったうえ、令和9年度に改定作業を行います。



7 計画の体系図



↑ 上げる目標 ↓ 下げる目標

ポイント：柱に位置付けた関連計画に対し主となる項目

施策	主な取り組み	各施策の主な成果指標(短期)
1 多様性を尊重する地域社会の実現	○区職員・教職員向け研修 ○安心して暮らすための体制づくり	○区のパートナーシップ・ファミリーシップ制度の認知度 ○「自らを含めた地域の人々が日常生活の中で高齢者・障がい者等の多様な人々に配慮している」と思う区民の割合
2 幼少期からの他者理解の啓発の充実	○児童・生徒への人権啓発 ○小・中学校教員向け人権啓発普及事業	○「全国学力・学習状況調査」で「いじめはどんなことがあってもいけないことだと思う」に肯定的な回答をした小・中学生の割合
3 地域・民間団体、企業等への啓発の推進	○LGBT出前講座、啓発活動 ○人権に関する啓発活動	○LGBTという言葉の認知度
4 政策・方針決定過程への女性の参画拡大	○審議会等における女性委員の登用促進 ○区役所内における女性の活躍推進	○委員の男女比が40～60%の各種審議会・委員会等の割合 ○区管理職に占める女性の割合 ○区係長・課長補佐に占める女性の割合
5 雇用面における男女共同参画の推進	○誰もが働きやすい環境づくり(企業・職場)ハラスメント防止の啓発 ○誰もが働きやすい環境づくり(施設)保育所・学童保育室等の運営・整備 ○育児・介護サービスの充実 ○雇用機会につなげる支援	○従業員の研修費用助成、就業規則作成助成を活用した企業数 ○女性活躍推進法に基づく計画策定や賃金格差の公表をしている区内中小企業(従業員規模101人以上)の割合 ○区男性職員の育児休業取得率
6 地域における男女共同参画の推進	○家庭における男女共同参画の推進 ○地域の各団体における男女共同参画の推進	○町会長に占める女性の割合 ○PTA(小・中)連合会に占める女性の割合
7 女性や子どもに対するあらゆる暴力の根絶	○相談体制の周知、連携体制の強化 ○暴力防止のための周知・啓発	○身体的暴力以外のDV(精神的・経済的・社会的・性的)の言葉の認知度
8 男女共同参画の視点に立った防災、減災等の取り組み	○多様な視点を入れた地域防災計画の策定 ○防災女性リーダーの育成・登用への支援	○避難所運営に女性をはじめとする多様な視点が生かされていると感じる避難所運営組織の割合 ○女性の防災士がいない避難所運営組織の割合(減減目標) ○区の助成で資格を取得した女性の防災士数
9 生涯を通じた健康支援	○セクシュアル・リプロダクティブ・ヘルス/ライツ(性と生殖に関する健康を守る権利)の啓発 ○生涯を通じた健康増進	○「安心して受診できる医療機関が身近にある」と感じている区民の割合
10 就業・生活の安定・自立を目指した取り組み	○ひとり親家庭向け就労支援事業 ○生活困窮者の経済支援相談	○生活困窮者における就労等決定者数(女性の就労決定・進路決定者の数) ○就労支援事業を活用して就労した人数(ひとり親向け)
11 困難を抱える世帯等が安心して生活できる環境づくり	○居場所を兼ねた学習支援 ○ひとり親家庭総合支援事業 ○各種給付金の支援	○学習支援に通う生徒のアンケートで「大人になったときの夢や目標がある」と回答した割合 ○くらしとしごとの相談センターの子ども関連相談に係る行政機関等へつないだ件数(延べ)
12 男女共同参画の視点における複合的な困難を抱える方への支援	○LGBT 相談事業 ○こころといのちの相談支援事業	○就労等による他者とのつながりがなく孤立のおそれがある世帯のうち、区からの働きかけが困りごとの解消につながった人の割合 ○家族・友人・知人以外に何かあった時に相談できる相手がいる高齢者の割合
13 推進体制の整備・強化	○男女共同参画推進委員会の運営 ○男女共同参画推進会議の運営	○短期的な成果指標に占める目標達成率70%以上、50%以上の指標の割合 ○短期的な成果指標に占める目標達成率30%以下の指標の割合
14 職員や区民の意識改革・理解促進	○男女共同参画に関する意識啓発 ○地域団体との連携	○男女共同参画に関するイベントや講座の関心度
15 各種調査の活用、施策等への反映	○国・都の調査データの活用と周知 ○計画の進行管理	○各講座、イベント参加者のうち、国・都の事業や調査結果で課題となっているキーワード(アンコンシャス・バイアス等)を知っている人の割合

ポイント

ポイント

ポイント

新規

暴力や性に関する悩みなど、まずはご相談ください

<p>足立区配偶者暴力相談支援センター ☎3880-5297</p>	<p>月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く)</p>
<p>足立区男女参画プラザ (1)女性相談(DV相談) (2)男性 DV 相談 (3)LGBT 相談 ☎3880-5222(予約ダイヤル)</p>	<p>【女性相談(DV相談)】 ・女性相談員による面談または電話相談</p> <p>【男性 DV 相談】 ・女性相談員による電話相談 ・男性相談員による面談または電話相談</p> <p>詳細は区ホームページを参照 各1回 50分(要予約) 相談時の保育の利用可(要予約)</p>  <p>【LGBT 相談】 ・専門相談員による面談または電話相談</p> <p>詳細は区ホームページを参照 各1回 50分(要予約)</p> 



足立区

第8次足立区男女共同参画行動計画
～ジェンダー平等社会の実現を目指して～

【概要版】

令和5年4月発行

発行 足立区

編集 足立区 地域のちから推進部 多様性社会推進課

東京都足立区梅田7-33-1

電話 03-3880-5222